

2 水管第 1904 号
令和 2 年 12 月 16 日

水産政策審議会 会長
山川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和 3 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第 346 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和 3 管理年度における漁獲可能量を別紙 1 のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、くろまぐろの漁獲可能量に関する令和 3 管理年度における数量の融通について、別紙 2 の取扱いとしたいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろに関する令和3管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定め、同条第五項の規定に基づき、公表する。

令和二年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろに関する令和3管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和3年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分及びみなみまぐろにあつては令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,757.0トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	11.3
青森県	256.3
岩手県	68.5
宮城県	52.9
秋田県	21.5
山形県	8.8
福島県	7.9

茨城県	18.9
千葉県	51.5
東京都	9.6
神奈川県	32.9
新潟県	55.5
富山県	86.3
石川県	65.8
福井県	17.5
静岡県	24.2
愛知県	0.1
三重県	27.4
京都府	16.5
大阪府	0.1

兵庫県	2.3
和歌山県	23.3
鳥取県	1.7
島根県	78.5
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	85.2
徳島県	7.9
香川県	0.1
愛媛県	7.3
高知県	65.6
福岡県	7.1
佐賀県	0.9

長崎県	657.1
熊本県	3.5
大分県	0.7
宮崎県	12.0
鹿児島県	10.1
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	1,500.0
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	44.0

くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	62.0
---------------------	------

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

5132.0トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	291.3
青森県	460.8
岩手県	48.3
宮城県	20.5

秋田県	28.5
山形県	9.6
福島県	1.0
茨城県	6.0
千葉県	22.7
東京都	14.5
神奈川県	6.1
新潟県	88.6
富山県	14.0
石川県	38.0
福井県	17.9
静岡県	11.8
愛知県	1.0

三重県	26.1
京都府	21.9
大阪府	1.0
兵庫県	8.7
和歌山県	14.2
鳥取県	6.0
島根県	23.3
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	23.0
徳島県	8.2
香川県	1.0
愛媛県	6.0

高知県	15.4
福岡県	7.2
佐賀県	6.0
長崎県	158.3
熊本県	6.0
大分県	6.3
宮崎県	14.6
鹿児島県	8.0
沖縄県	127.2

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業	3063.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	9.4
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（1月から3月まで）	80.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（4月から12月まで）	282.6

第三 みなみまぐろ

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

6,595トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
--------	-----------

漁獲可能量に係る数量の融通について (くろまぐろ)

1 背景

第6管理期間のくろまぐろの漁獲可能量に係る都道府県間又は大臣許可漁業等と都道府県との間での数量の融通については、関係者間の協議が調った場合において、手続の迅速化を図るため、あらかじめ水産政策審議会（以下「審議会」という。）の了承を得た上で、事後報告による対応を可能としてきたところ。

2 今後の取扱い

令和3管理年度（第7管理期間）においても、くろまぐろの漁獲可能量に係る都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通のうち、当事者間の合意により行う融通に伴う数量の変更については、農林水産大臣の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、審議会には事後報告で対応できることとする。

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量等を遅滞なく公表する（漁業法第15条第6項において準用する同条第5項）。また、都道府県の数量を変更したときは、これを通知する（漁業法第15条第6項において準用する同条第4項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第16条第5項の規定で準用する同条第2項から第4項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4 上記2によるもの以外の数量変更の取扱い

上記2によるもの以外の数量変更を行う場合には、事前に審議会の意見を聴くこととする（漁業法第15条第6項において準用する同条第3項）。

令和3管理年度(第7管理期間)における 漁獲可能量の当初配分について(くろまぐろ)

令和2年12月 水産庁

令和3管理年度の管理

- 管理の期間
大臣管理区分 令和3年1月から同年12月まで
都道府県 令和3年4月から令和4年3月まで
- 基本計画に記載される管理の内容は、おおむね第6管理期間と同様。

	2019年 (令和元年)				2020年 (令和2年)				2021年 (令和3年)				2022年 (令和4年)			
月	4			12	1	3	4	12	1	3	4	12	1	3	4	12
大臣 管理																
都道 府県																

- 第5回(2018年11月1日)
「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」公表
- 第6回(2019年10月3日)
2019年9月のWCPFC北小委員会の決定(繰越枠の引き上げ、大型魚300tの移譲)を受けた次期の対応方法の検討
　　<検討を行った項目>
 - *繰越率の変更
 - *移譲された大型魚漁獲上限の取扱い
 - *「配分の考え方」の修正
- 第7回(2019年10月24日)
第6回の議論を受けた「配分の考え方」の一部改正案
　　<追加された考え方>
 - *繰越しに関するルール
 - *繰越しのうち国が留保した分の取扱い
 - *繰越しのうち国が留保した分及び台湾からの大型魚移譲分300トンの配分方針

「第5管理期間以降の配分の考え方」のポイント

○ 平成30(2018)年のくろまぐろ部会でとりまとめられた「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」のポイントは、以下のとおり

- 第5管理期間以降の基礎的な配分は、**WCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))**を基本として、**近年の漁獲実績(平均漁獲実績)**を勘案して配分するもの(第4管理期間と同様)とし、配慮すべき事項は留保から配分。
- 実績以外に配慮すべき事項としては、
 - ① **混獲回避の負担、経営の依存度等を考慮**し、大型魚については、管理体制が整っていない沿岸漁業等へ配慮。
 - ② **資源評価に用いるデータの収集を考慮**し、「一部地域のひき縄漁業」及び「近海かつお・まぐろ漁業(はえ縄)」に対して配慮。
- その他管理について、各都道府県等の漁獲枠の遵守を基本としつつ、**漁獲枠の融通の仕組み**を策定。

令和3管理年度(第7管理期間)の配分方針

小型魚(前年と同様)

- 大臣管理漁業及び都道府県とも、令和3管理年度(第7管理期間)当初は第6管理期間当初と同様の数量で配分する。
- 来年3月に沿岸漁業の漁期(第6管理期間)が終了した段階で、**繰越分を沿岸漁業に優先的に配分**する。
- 瀬戸内海と隣接する海域に面する8県に対して、瀬戸内海における混獲管理のための数量として、小型魚を0.1トンずつ配分する。

大型魚

- 大臣管理漁業及び都道府県とも、令和3管理年度(第7管理期間)当初は第6管理期間当初と同様の数量で配分する。
- 来年3月に沿岸漁業の漁期(第6管理期間)が終了した段階で、**繰越分を沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業に優先的に配分**する。(前年と同様)
- 沿岸漁業は、各都道府県に対し、基準年である直近3か年(2015年～17年度)に、**直近年(2019年度)までの実績を加えた5年間の最大実績まで配分**する。
- 混獲管理分として、近年実績がない瀬戸内海等の都道府県を除く**50トン未満**の配分量の都道府県(既に配分されている都県を除く)に対し、**一律5トン**を上乗せ配分する。(前年と同様)
- かつお・まぐろ漁業はデータ収集のため200トンを上乗せ配分する。(前年と同様)

4

令和3管理年度(第7管理期間)の具体的な配分案

- 下表の令和3管理年度(第7管理期間)の当初の配分に加え、来年3月に沿岸漁業の漁期(令和2管理年度(第6管理期間))が終了した段階で繰越分を配分する。

小型魚

	令和3管理年度	令和2管理年度当初
大臣管理漁業	1,606.0	1,606.0
大中型まき網漁業	1,500.0	1,500.0
かつお・まぐろ漁業※1	62.0	62.0
かじき等流し網漁業等※2	44.0	44.0
都道府県	1797.2	1,805.4
留保	353.8	345.6
合計	3,757.0	3,757.0

大型魚

	令和3管理年度	令和2管理年度当初
大臣管理漁業	3,435.2	3,424.1
大中型まき網漁業	3,063.2	3,063.2
かつお・まぐろ漁業※1	362.6	351.5
かじき等流し網漁業等※2	9.4	9.4
都道府県	1,571.0	1,571.0
留保	125.8	136.9
合計	5,132.0	5,132.0

※1 令和2年12月1日の改正漁業法施行前は近海かつお・まぐろ漁業等及び遠洋かつお・まぐろ漁業

※2 かじき等流し網漁業等： 東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業

5

令和3管理年度の管理について(大臣管理漁業)(案)

- 大臣管理漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の大型魚については、操業期間別に配分していた。
- 漁獲割当(IQ)の試験的实施に伴い、4～6月と7～12月の期間を統合する。
- また、下表の令和3管理年度(第7管理期間)の当初の配分に加え、来年3月に沿岸漁業の漁期(令和2管理年度(第6管理期間))が終了した段階で繰越分を配分する。

第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	操業期間の別	令和3管理年度当初	令和2管理年度当初
くろまぐろ(大型魚)	大中型まき網漁業	-	3,063.2	3,063.2
	かつお・まぐろ漁業※1	1～3月	80.0	90.0
		4～6月	282.6	230.9
		7～12月		30.6
	かじき等流し網漁業等※2	-	9.4	9.4

※1 令和2年12月1日の改正漁業法施行前は近海かつお・まぐろ漁業等及び遠洋かつお・まぐろ漁業

※2 かじき等流し網漁業等：東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業

令和3管理年度（令和3年4月～令和4年3月）みなみまぐろ 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分等について（案）

令和2年12月
水産庁

概要

これまでみなみまぐろについては、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令に基づく個別割当てによる管理を行ってきた。

今般、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）（以下「基本方針」という。）第1の2の（4）において、農林水産大臣は、漁獲可能量のうち、国際的な枠組みにおいて資源管理が行われている水産資源（国際資源）にあつては、当該国際資源を管理する国際的な枠組みによって決定された数量とすることとされた。

また、基本方針第3の1の（2）及び第10に基づき、別紙2-3により、みなみまぐろが特定水産資源（漁獲可能量による管理を行う水産資源）に位置付けられている。

令和2年10月に開催されたみなみまぐろ保存委員会（CCSBT）第27回年次会合において、2021年漁期における我が国への割当量は6,197トン（6,245トン－他国への移譲分48トン）と決定された。

また、CCSBTにおいては、繰越しが発生する年（A年）の割当の20%以内であれば、次年（A+1年）に繰越した分が残った場合にさらに次の年（A+2年）に繰越すことが可能とされている。また、2019年漁期から2020年漁期に繰り越した分（398トン）は2020年漁期に配分しないこととしているため、当該繰越分を2021年漁期に繰り越すこととし、これと2021年漁期分とされた6,197トンを合わせた6,595トンを令和3管理年度におけるみなみまぐろの漁獲可能量として定めることとする。

さらに、基本方針別紙2-3の第6に基づく放流・投棄分に相当する国の留保枠を26トンとした上で、残りの6,569トンを大臣管理区分に配分することとする。

令和 3 年（2021 年）以降のミナミマグロの総漁獲可能量（TAC）及び国別漁獲割当について、科学委員会からの勧告を踏まえ、下表のとおり合意されました。

	2021-23 年	(参考) 2018-20 年
日本	6,245 t (※1)	6,165 t (※1)
豪州	6,245 t (※2)	6,165 t
韓国	1,257 t	1,240.5 t
台湾	1,257 t	1,240.5 t
NZ	1,102 t	1,088 t
インドネシア	1,095 t	1,002 t
南アフリカ	428 t	423 t
EU	11 t	11 t
調査漁獲枠	6 t	6 t
非加盟国漁獲 (※3)	0 t	306 t
総漁獲可能量 (TAC)	17,647 t	17,647 t

※1：我が国から、2018-20 年に引き続き、インドネシアに 21 トン、南アフリカに 27 トンが毎年移譲される。

※2：豪州から新たに 7 トンがインドネシアに毎年移譲される。

※3：2018-20 年においては、306 トンが非加盟国漁獲見込み分として TAC から控除されていた。これについて、2021 年以降は TAC 算出方式の改訂により算出過程で考慮済みになったことから控除不要である旨、科学委員会が勧告。この勧告に基づき、306 トンが各メンバーに追加配分された。



FISHERIES AGENCY

MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES, GOVERNMENT OF JAPAN

1-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907, Japan

みなみまぐろ保存委員会
事務局長 ロバート・ケネディ様

拝啓

日本は、2019年漁期の未利用枠として398トンと2020年漁期に繰り越すことをCCSBT事務局に通知いたします。

2018年から2020年の全世界の総漁獲可能量及びその配分に関する合意によれば、2020年漁期の日本の割当量は、6,165トンでした。一方、令和元年6月17日の通知のとおり、2018年漁期から2019年漁期へ264トンと繰り越し、他国へ48トン移譲したことから、2019年漁期の最終的な我が国漁獲上限量は、6,381トンでした。

2019年漁期の日本の漁獲量は5,950トンであり、放流投棄による死亡推定量は33トンでした。すなわち、日本の漁獲に関連して死亡したミナミマグロの重量は、合計で5,983トンとなります。

みなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議に基づき、日本は、6,381トンから5,983トンと差し引いた398トンと2020年漁期に繰り越します。

日本の2020年漁期の割当量は、当初6,165トンであり、ここから他国に48トン移譲することから、日本の国内割当量は6,117トンとなりますが、本繰り越しにより、6,515トンとなります。

メンバー及び協力的非加盟メンバーに対し、本通知の内容をお知らせ頂くようよろしくお願い申し上げます。

敬具

令和2年6月17日



森田 侑樹
水産庁資源管理部国際課課長補佐